

障 号 外  
令和 7 年 4 月 4 日

関係障がい福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長  
(公 印 省 略)

島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱に基づく消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について（通知）【令和 5 年度実施分】

平素から、障がい福祉サービス施設・事業所の適切な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年度に実施した島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金について、その交付を受けた場合は「島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」第 5 条第 7 号の規定に基づき、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告を行っていただく必要があります。

このたび、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成について、別添のとおり参考資料をホームページに掲載しましたので、内容を御確認の上、**「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」及び添付資料**を下記により提出していただきますようお願いいたします。

記

<提出期限>

- 1 仕入控除税額が既に確定している場合（仕入控除税額が 0 円の場合も含む。）

**提出期限：令和 7 年 5 月 9 日（金）**

（メール、F A X 又は郵送により提出してください。）

- 2 仕入控除税額が未確定の場合又は期限までに提出できない場合

確定申告時期と提出予定時期をメール又は F A X にてお知らせください。

<提出書類>

提出書類等は以下のページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/servicer5.html>

トップ > メニュー > サイトマップ > 医療・福祉 > 福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 4 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 > R5事業の詳細 > 仕入れ控除税額報告書

<問い合わせ先>

島根県健康福祉部

障がい福祉課サービス育成係 電話 0852-22-6898

仕入控除税額報告書についてのお問い合わせは、メール又はFAXでお願いします。

メール : syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

FAX : 0852-22-6687

(別添の質問(連絡)票を使用してください。)